

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 3 月 31 日

月 曜 日

号 外(6)

目 次

企業局管理規程

○富山県企業局文書管理規程の一部を改正する管理規程	1
○富山県和田川水道管理所保安規程の一部を改正する管理規程	5

管 理 規 程

富山県企業局文書管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成26年 3 月 31 日

富山県公営企業管理者 飯 田 久 範

富山県公営企業管理規程第 5 号

富山県企業局文書管理規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局文書管理規程（昭和62年富山県公営企業管理規程訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 8 号中「して文書」の次に「（共用文書を除く。）」を加える。

第14条第 4 項第 1 号中「ファイル名、保存期間、起案年月日、件名、氏、職名」を「件名、起案年月日、職名、氏名、保存期間、第38条第 1 項に規定するファイル分類表に基づくファイル分類（第 1 分類及び第 2 分類を除く。）」に改める。

第24条を次のように改める。

（浄書）

第24条 決裁文書で浄書を要するものは、特別の理由がない限り直ちに浄書するものとし、浄書した文書は、校合しなければならない。

第25条第 3 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、必要があるときは、当該番号に枝番号を付して用いることができる。

第29条中「文書及び決裁文書」の次に「（電子文書を除く。以下この条、第31条

第 4 項及び第 32 条において同じ。) 」を加える。

第 31 条第 2 項を次のように改める。

2 文書を発送しようとするときは、発送する文書を文書責任者に回付しなければならない。

第 32 条を次のように改める。

(発送等を終えた文書等)

第 32 条 前条第 1 項の規定により文書が発送され、又は同条第 4 項の規定により施行する文書が相手方に直接手渡しされたときは、主務者は、決裁文書、文書収発票及び文書保管票を文書責任者に提出しなければならない。

2 文書責任者は、前項の提出があつたときは、決裁文書、文書収発票及び文書保管票に施行日付印 (様式第 10 号) を押した後、主務者に決裁文書及び文書保管票を返付しなければならない。

第 33 条の 2 第 2 項中「にあつては、電子文書に限る」を「を除く」に改め、「、文書管理システムにより行うものとする。ただし、文書管理システムの利用が困難な場合は」を削り、同条第 3 項中「前項ただし書」を「前項」に改め、同条第 4 項中「(電子文書を除く。) 」を削る。

第 36 条第 1 項を次のように改める。

文書責任者は、定期的に公文書で未処理のものを調査し、文書主任にその旨を通知しなければならない。

第 36 条第 2 項及び第 3 項を削り、同条第 4 項を同条第 2 項とする。

様式第 4 号の 1 を次のように改める。

様式第 4 号の 1 (第14条関係)

件名			
あて先		起案	年 月 日
		決裁	年 月 日
		施行	年 月 日
起案者		処理期限	年 月 日
課	係	記号・番号	第 ~ 号
(電話番号)		保存期間	
職名・氏名			
ファイル分類			
知事		管理者	
局長	次長	課長	課員
起案理由等			
取扱要領			公印承認
県報登載	年 月 日		
例文番号	例文登録日	年 月 日	
開示区分			
非開示理由			

(起案用紙)

(日本工業規格 A 4)

様式第12号を次のように改める。

附 則

この管理規程は、平成26年4月1日から施行する。

(企・経営管理課)

富山県和田川水道管理所保安規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成26年3月31日

富山県公営企業管理者 飯 田 久 範

富山県公営企業管理規程第6号

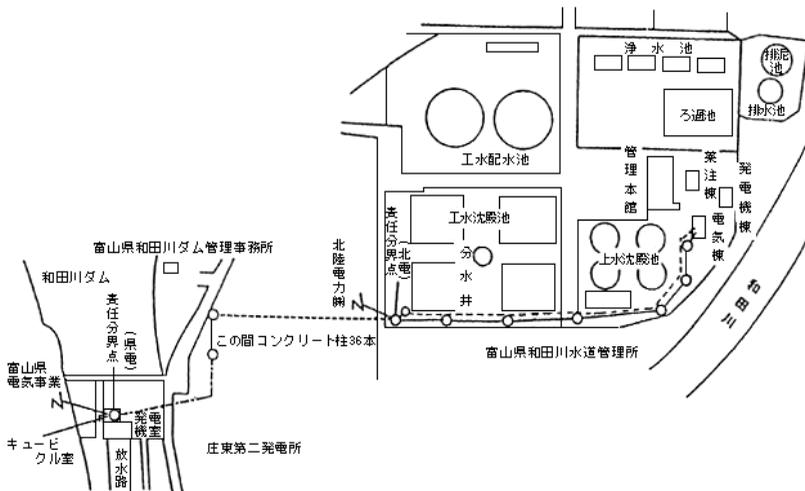
富山県和田川水道管理所保安規程の一部を改正する管理規程

富山県和田川水道管理所保安規程（昭和43年富山県電気局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別図第1を次のように改める。

別図第1（第4条関係）

構内図



別表負荷設備の項の次に次のように加える。

予備発電設備	原動機	1カ月	燃料系統からの漏油および貯溜、機関の始動停止	1年	燃料、空気系の分解点検	10年	機関主要部分の分解点検		
	発電機		負荷設備(電動機)と同じ。		負荷設備(電動機)と同じ。	10年	機関主要部分の分解点検	1年	絶縁抵抗測定
	配電盤		所内設備(配電盤)と同じ。		所内設備(配電盤)と同じ。			1年	接地抵抗測定
	蓄電池		所内設備(蓄電池)と同じ。		所内設備(蓄電池)と同じ。			1年	継電器試験
			所内設備(配電盤)と同じ。		所内設備(配電盤)と同じ。				所内設備(配電盤)と同じ。
			所内設備(蓄電池)と同じ。		所内設備(蓄電池)と同じ。				所内設備(蓄電池)と同じ。

附 則

この管理規程は、平成26年4月1日から施行する。

(企・水道課)

